

虐待に気づいたら、すぐに通報を！

沼田市身体障害者虐待防止センターからのお知らせ

問い合わせ 沼田市障害者虐待防止センター・社会福祉課障害福祉係(東原庁舎内) ☎内線77252

虐待を発見した人の通報が義務化されています。障害者虐待は家庭、施設、職場などさまざまな場所で起こります。虐待により障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることがないように、早期に発見することが大切です。

具体的な事例

■身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

■心理的虐待

怒鳴る、ののしる、無視するなどの侮辱的な言葉や拒絶するような態度で、精神的に苦痛を与える行為。

■経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどをして)財産や年金、賃金を勝手に使ったり、金銭の使用を理由なく制限する行為。

性的虐待 性的ないたずら、わいせつな行為をしたり、無理にさせたりする行為。

■放棄・放置(ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない、などによって障がいのある人の生活環境や身体・精神状態を悪化、衰弱させる行為。

沼田市障害者虐待防止センター

市では、沼田市障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待の相談、通報、届け出の受け付けを行っています。虐待を受けていると思われる障がいのある人を発見したら、速やかに連絡、相談ください。
※通報や届け出をした人の個人情報、守秘義務により固く守られますのでご安心ください。匿名による通報も受け付けます

地震への備えは万全ですか？

木造住宅の耐震関連事業

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217

事業を利用する場合は、必ず工事着工前に申し込んでください。詳しいことは、市ホームページで確認してください。

市では、住宅耐震化促進のため、木造住宅耐震診断者派遣事業と木造住宅耐震改修補助事業を実施しています。

●木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断者を派遣し、耐震診断を行い、その結果をお知らせします。

●対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)②在来軸組工法で建築した平屋・2階建て住宅

対象者 ①対象住宅の所有者かつ居住者②市税滞納がない人

募集戸数 10戸
費用 無料

※耐震診断者の交通費は負担
申し込み 所定の用紙を建築住宅課建築指導係へ

●木造住宅耐震改修補助事業

耐震改修工事費の一部を補助

市では、住宅耐震化促進のため、木造住宅耐震診断者派遣事業と木造住宅耐震改修補助事業を実施しています。

●対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)②在来軸組工法で建築した平屋・2階建て③個人が所有し、かつ居住の用に供している(貸家を除く)④耐震診断の結果、倒壊する可能性がある、または高い住宅

●対象者

①対象住宅の居住者(耐震改修後居住する人も可)②世帯全員が市税などを滞納していない人③世帯員の中に前年の所得が600万円を超える人がいない人④世帯員の中に暴力団員に該当する人がいない人

募集戸数 2戸
対象工事 市内に本店、支店も

「拉致問題講演会」の参加者を募集します

拉致問題は、国民の命・安全を脅やかす重大な人権問題であり、一刻も早い全面解決が望まれています。そこで、広く拉致問題に関する認識を深めていただき、全面解決に向けた世論の啓発を図るための講演会を開催します。

とき 11月11日(土)午後1時30分～3時30分(午後1時開場)
ところ 川場村文化会館ホール(川場村大字谷地2409-1)
内容 ▽啓発DVD「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!」の上映
▽講演 荒木和博さん(特定失踪者問題調査会代表)

対象 市民
定員 250人(先着順)
参加費 無料
申し込み 電話、またはファクス(☎2941)で郵便番号、住所、氏名、電話番号を社会福祉課社会係へ
※申込者には入場するためのはがきを送付します
問い合わせ 県健康福祉課地域福祉推進室 ☎027(226)2518、または社会福祉課社会係(東原庁舎内) ☎内線77242へ



あなたの心(ハート)に寄り添う 相談電話があります

性犯罪の被害に遭われた人が、より相談しやすい環境を整備するため、全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」の運用が開始されました。この番号にダイヤルいただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

群馬県警察では、女性相談者専用電話につながり、次のとおり相談者の意向に沿って対応します。
▽平日午前8時30分から午後5時15分は警察安全相談係(原則、女性)が対応
▽土・日曜日、祝日と夜間は警察本部の当直員が対応
問い合わせ 社会福祉課社会係(東原庁舎内) ☎内線77242へ

#8103(ハートさん)

性犯罪被害相談電話

(女性相談者専用電話 027-224-4356)

あなたの声をしっかり受け止めます



空き家の自主的な解体費用を補助します

空き家解体補助事業

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217

事業を利用する場合は、必ず工事着工前に申し込んでください。詳しいことは、市ホームページで確認してください。

空き家の安全性の低下、環境の阻害、地域住民の生活環境への悪影響などの問題が深刻化する前に、自主的に住宅を解体する場合の解体費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

対象空き家 1年以上の居住や

建築物防災週間 (8月30日～9月5日)

建築物防災週間は、火災、地震、崖崩れなどによる建築物や人的な被害を防止し、安心して生活のできる空間を確保するために、広く一般の人々を対象に建築物に関する防災知識の普及や対策の推進を図るべく、毎年2回、全国一斉に実施しています。

いつ起こるか分からない地震やこの時期に多い台風に備え、住宅の耐震化やブロック塀の点検に加え空き家の状況も点検し、ご近所に迷惑を掛けないよう適正な管理を行いましょう。

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217へ



①空き家の所有者②所有者の相続人③所有者、または相続人から同意を得た人
対象工事 空き家の全部を解体する工事、建設業法の許可、または建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負い、まだ着工していないもの
補助額 20万円を限度に補助対象経費の3分の1以内
※補助対象空き家の建築日が昭和56年5月31日以前であった事が証明できる場合、10万円加算

申し込み 所定の用紙を建築住宅課建築指導係へ